



男女が互いの人権を尊重しつつ

自分らしく生活することができる心豊かな

男女共同参画社会づくりに取り組んでいきましょう。

具体的施策（一部抜粋）

- 「男女共同参画週間（6/23～29）」や「人権啓発強調月間（8月）」、「人権週間（12/4～10）」など様々な機会を通じて、男女共同参画や人権等に関する認識を深める広報・啓発を推進します。
- 家庭・職場・地域などのあらゆる場面において、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、子育てや仕事と生活の調和等をテーマとした出前講座やパネルの展示などの広報・啓発に取り組みます。
- LGBTなどに関する正しい情報の提供を行い、理解を深める教育や啓発に取り組みます。
- 各種団体等への情報提供、リーダーの育成、団体間の連携・交流促進など、地域活動の男女共同参画を推進します。
- 男性が介護・育児休業を取得できる職場環境の推進に努めるとともに、育児を楽しみ、積極的に育児に取り組む【イクメン】を増やすため、広報・啓発を行います。
- 子育ての負担や不安の解消のために、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、充実したサービスの提供を実施します。
- 中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発を進めます。

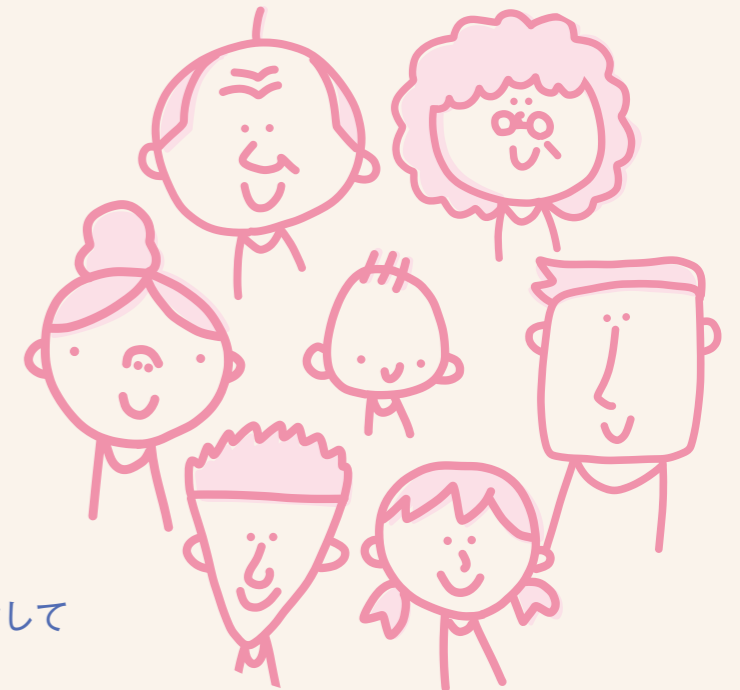
第3次かどがわ男女共同参画基本計画
【ダイジェスト版】

門川町総務課

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1-1
TEL(0982)63-1140・FAX(0982)63-1356
ホームページ <https://www.town.kadogawa.lg.jp/>

第3次 かどがわ 男女共同参画基本計画

【ダイジェスト版】



心豊かな男女共同参画社会の実現を目指して

門川町 

令和6年4月

計画策定の趣旨

門川町では、平成 26 年度に「第 2 次かどがわ男女共同参画基本計画」を策定し、心豊かな男女共同参画社会づくりを推進してきましたが、依然として社会には、様々な場面で男女の平等が保たれていない状況があります。

さらに近年では、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、新たな課題への取り組みも必要となっています。

これらのことをふまえて、門川町では、令和 2 年の「門川町男女共同参画推進条例」制定に加え、心豊かな男女共同参画社会づくりのさらなる促進を目指して「第 3 次かどがわ男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられるもので、「門川町男女共同参画推進条例」第 9 条に規定する男女共同参画計画として策定するものです。
- (2) この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村計画として位置づけます。
- (3) この計画は、「第 6 次門川町長期総合計画」の関連計画であり、門川町における男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と具体的施策を示すものです。
- (4) この計画は、町民、企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

計画の期間

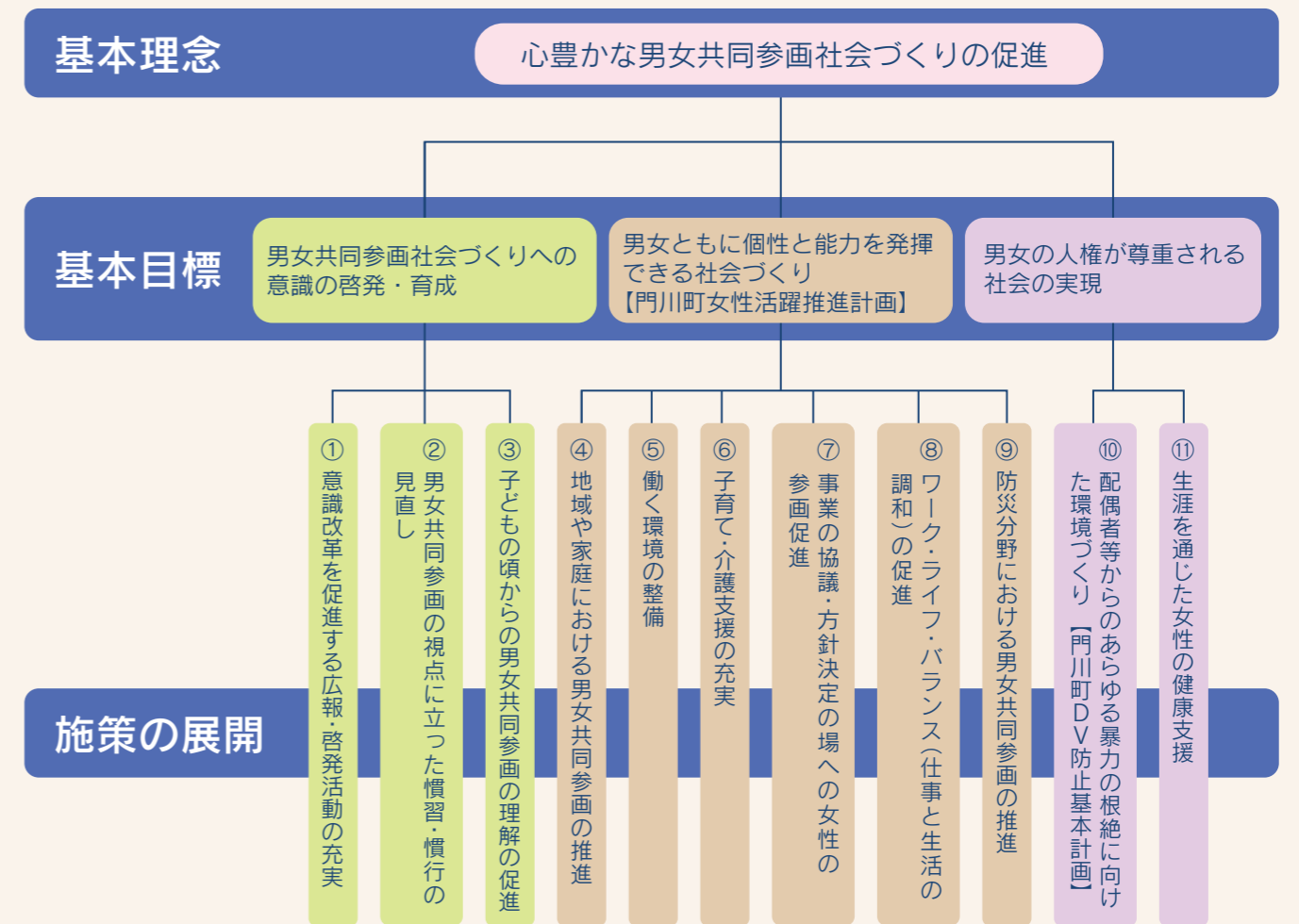
この計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間としていますが、国内外の動向や社会経済情勢等の変化に応じて評価し、必要な場合は見直すこととします。

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。

(男女共同参画社会基本法より)

計画の体系



数値目標一覧

| 指標項目 | 現 状 | 目 標 値 | 備 考 |
|------------------------------|----------|-----------|-------------------------|
| 男女共同参画に関するパネル展の開催回数 | R4 1回 | R10 3回 | |
| 男女共同参画に関する講座の参加事業所数 | R4 6事業所 | R10 10事業所 | |
| 男性町職員の育児のための特別休暇取得率（合計5日以上） | R4 0% | R7 60% | 特定事業主行動計画の最終目標年度に合わせて設定 |
| 町職員の係長職（事務職員）以上に占める女性の割合 | R4 17.6% | R7 30% | |
| 町の審議会委員に占める女性の割合 | R4 35.6% | R10 50% | |
| 町内女性防災士の数 | R4 35人 | R7 50人 | 長期総合計画の最終目標年度に合わせて設定 |
| ハラスメント防止対策に取り組んでいる町内民間事業所の割合 | R3 71.4% | R10 90% | 町内事業所アンケートより |